

大阪府環境審議会水質規制部会（第2回）議事要旨

日時：平成24年9月10日（月）16時～17時30分

場所：国民會館住友生命ビル12階 小ホール

出席委員：池委員、石川委員、島田委員、津野委員（部会長）

議事要旨：

○府民意見等の募集結果及び水質規制部会の見解（案）について事務局が説明（資料1）

池委員 「対応できないと考えられます」と言い切るより、「容易でないと考えます」ぐらいでどうか。

島田委員 「困難」とか。

津野部会長 「遵守への対応が容易でない」かな。

石川委員 何箇所、対応できないところがあるのか。

津野部会長 それでは、先に補足資料の説明を受けたい。

○暫定排水基準設定前後の事業場排水中の亜鉛濃度の推移及び環境基準を達成しなかった地点とその原因について事務局が説明（資料2-1、2）

石川委員 事業場では、その2のA社、E社、F社、G社が高くなっている。負荷はわかるのか。

事務局 資料3-1の10ページに13社のデータを載せている。届出の日平均排水量は1番大きなところでも150トン、1番少ないところで30トン程度。わりと小さな工場が多いので負荷量としてみると、かなり少なくなる。

津野部会長 前の説明では、この表にあがっているめっき関係の会社は、環境基準を超えていた流域には存在していないということで必ずしもリンクはしていない。

石川委員 下水処理水の負荷量が結構高い。これは流域下水道？

津野部会長 全部そうです。この地点は感潮河川なので、流速や流量というのはどんな計算になっているのか。

事務局 この5つの地点のうち、感潮河川になるのは寝屋川の住道大橋だけで、実際住道大橋は流量データに0と書いているように流れてないときもありまして。

津野部会長 満潮のときは、流速はマイナスになっているし、干潮のときは早い流速になっているし、……。まあ、そういう誤差は含まれていると。

石川委員 流域下水道で、かつ合流式になるのですね？

事務局 ここに書いている渚・なわて・大井・狭山は、割と新しいほうなのでほぼ分流と思います。

津野部会長 環境基準が0.03で、放流がそれよりも10倍以上の上になっているので、結局流量が大きかったらそういうことになる。

それでは部会の見解については、先ほどの修正のうえでよろしいか。(委員了解)

さらに質問等がありましたらよろしくお願いします。

池委員 E社、F社、G社ともに悪くなっているように見えるのはたまたまなのか、何か違う要因なのか。A社が随分と低くなっているが、ここも何か処理方式なり変えられたのか。

事務局 E社、F社、G社については、基準を超過した原因は、pH計がうまくいってないとか、脱脂槽で脂分が除去しきれいでなかったということ。数字としては悪くなっているが、特段大きな要因があったとは聞いていない。A社については、調べて、後で報告する。¹

池委員 もしうまくいっているのなら参考になる。

津野部会長 例えばE社は、排水基準を全部超えている。水濁法に基づく勧告、命令まで、あるいは罰則までいかずにとどまっているのは、それなりの努力をしているということか。

事務局 1つは有害物質ではないということ。指導は行政としても苦勞して、文書での指導とかいろいろやっていると聞いている。

津野部会長 たくさん測られているので、いろいろ努力されているとは思いますが。

○部会報告案について事務局説明（資料3-1、2 参考資料）

津野部会長 例えば11ページのアンダーラインを引いていただいた「法の暫定基準」という言葉は、場所によっては「一律基準」という言葉を使ってみたり、「法の基準」と使ってみたりしている。これは何か意図して書き換えているのか。

事務局 はい。

津野部会長 水濁法で、3条3項の上乗せも、条例で上乗せすると法が全部かかるようになり、水濁法の法としての枠組みの中での対応となる。その辺の誤解がなければいい。法に基づく国の暫定基準もという意味ですよ。特に違和感がなければ結構です。

事務局 全部通しでチェックし、もしばらばらになっているところがあれば、修正させていただく。

石川委員 上乗せ条例の中で日平均排水量が30m³というのは、亜鉛だからそうなのか。

事務局 健康項目については、排水基準に関係なく0トンから。BODとかSSも50トンではなく、30トンです。

津野部会長 報告につきましては、前の意見に並んだ「容易でない」という部分と、国の一律云々というところを統一した形に直していただくということで、よろしいか。(委員了解)

¹ A社については、平成19年に排水処理施設（凝集沈殿方式）の改善（二次中和槽及び凝集沈殿槽の容量拡大による亜鉛捕捉率の向上）が行われ、その結果として排水水質が向上した。

○その他

池委員 ノニルフェノールについて、今まで大阪ではモニタリングデータはあるのか。
事務局 水質測定計画上ではまだ位置付けていないが、大阪府が測定しているポイントについては、今年度から測定開始した。環境基準が類型が指定されている地点で年2回という形でやっており、一番早いので8月にやったばかりでデータはありません。データとしては環境省が要調査項目としてやっているものがある。平成**20**年から**23**年までの間に**10**検体データがあり、そのうち**0.0001**を上回って検出されたのが4検体。環境基準の類型指定をしている場所で測っている例としては、安威川の新京阪橋と神崎川の新三国橋があり、そちらは両方とも生物**B**の適用をしている。新京阪橋は平成**23**年に測ったところ**0.00029**が検出されているが、環境基準は適合している。新三国橋のほうは検出下限値以下で、いずれも生物**B**は適合している。

津野部会長 こういう年度途中で環境基準項目になった場合の測定計画だとか、報告義務関係は、どういう取扱いになるのか。

事務局 今回のノニルフェノールの通知にも記載がされており、2ページ目の一番上に、(1)として公共用水域等の監視の実施についてのところで、追加した以上常時監視の対象になりますと。今年度については準備期間として暫定的な監視で差し支えないということです。

津野部会長 環境基準になると、排水基準等についての何かの情報は。

事務局 環境省に問合せをしたら、今年度から排水基準の設定に向けて検討には入りたい、早ければ来年度には基準値の数字を出したいと聞いています。亜鉛が水生生物の環境基準になったとき、大阪府は昔から亜鉛は規制項目にあったので、強化し暫定基準をとったが、将来ノニルフェノールを上乗せ条例の対象にするかについては、まず法対象**50**トン以上が規制されて検出状況を見ながら必要であれば上乗せ条例、あるいは条例の排水基準の設定になろうかと思っている。

津野部会長 排水基準がどの値になるかもわからない。場合によっては一部の下水処理場がきつくなるかもしれない。

池委員 ノニルフェノールは前駆体である界面活性剤（ノニルフェノールエトキシレート）からも生じるので、それも考慮して考えないといけない。発生源としては実は界面活性剤の方が大きい可能性があり、ノニルフェノールそのものは検出されなくても、水環境中で生成する可能性もある。下水処理場では、界面活性剤を含めて全体でどう制御していくかというのが大きな問題である。

以上